

## まる福ホームクリニック

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）

### 重要事項説明書（令和6年6月～）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明します。

#### 1. サービス提供を実施する事業者について

##### （1）事業所概要

事業所名称 まる福ホームクリニック

所在地 東京都荒川区西尾久4-27-3 省栄製作所 西尾久4丁目ビル 1階

代表者名 院長 菅野 哲也

電話番号 03-6807-9810

FAX 番号 電話番号と同じ

介護保険指定事業所番号 1311826833

##### （2）事業の目的及び運営の方針

###### 1) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）を提供することを目的とする。

###### 2) 運営の方針

①事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常

生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

②指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

③指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (3) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日：火・水・木・金曜日 営業時間：9:00～12:00 14:00～17:00

注) 国民の祝日および年末年始（12月30日～1月3日）は除く。

### (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日：火・水・木・金曜日

サービス提供時間：9:00～12:00 13:00～17:00

### (5) 事業所の職員体制

1) 管理者 1名（まる福ホームクリニック院長 菅野 哲也）

2) 理学療法士 1名以上

<理学療法士職務内容>

① サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。

② 医師及び看護職員、介護職員、リハビリテーション職員その他の職種の者が多職種共同

により、指定訪問リハビリテーション等に関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。

- ③ 訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーション等のサービスを提供します。
- ④ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
- ⑤ それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。またその記録は、完結の日から2年間保存します。

## 2. 提供するサービスの内容について

### (1) 提供するサービスの内容について

指定訪問リハビリテーション	要介護状態となった場合でも、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法士が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
指定介護予防リハビリテーション	その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法士が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、それにより利用者の生活機能の維持または向上を目指す。

## (2) 訪問リハビリテーション等の禁止行為

サービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- 1) 利用者又は家族の預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2) 利用者又は家族からの利用料金以外の金銭や物品等の授受
- 3) 訪問リハビリテーション以外の介護サービスの提供
- 4) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

## 3. 訪問地域

### (1) 通常の事業実施地域

荒川区全域、北区の一部（昭和町、田端新町、堀船）

### (2) 上記以外の場合でも、ご相談の上訪問いたします。

## 4. 料金について

- (1) 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表により徴収いたします。
- (2) 訪問直前のキャンセルであっても、キャンセル料は発生しません。
- (3) 通常の事業の実施地域にお住まいの方は、交通費は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、訪問する際にかかった実費（交通費）を請求いたします。
- (4) 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。また請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬までに利用者あてにお届け（郵送など）します。
- (5) 請求内容をご確認の上、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下

さい。

1) 利用者指定口座からの自動振替

2) 事業者指定口座への振り込み

3) 現金支払い

(6) お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

## 5. サービス提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (4) 利用者のご事情により、担当する職員の変更をご希望される場合は、当事業者までご連絡ください。ただし当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。（担当者：理学療法士 渡邊祥子）
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 7. 個人情報の取り扱いについて

秘密の保持と個人情報の保護について、従業者は別紙のとおり行います。あらかじめ文章で同意を得ますので、ご理解とご協力ください。

## 8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者またはそのご家族の方に調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

市町村（保険者）の窓口	荒川区福祉部介護保険課	03-3802-4037
	北区福祉部介護保険課給付調整係	03-3908-1286

## 9. サービス提供に関する相談、苦情について

提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの相談や苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

事業者の窓口	所在地 東京都荒川区西尾久4-27-3 1階 電話番号 03-6807-9810 FAX 番号 03-6807-9810 受付時間 9:00~12:00 14:00~17:00 (火・水・木・金曜日) 担当者：菅野 哲也
市町村(保険者)の窓口 荒川区役所 高齢者福祉課	所在地 東京都荒川区荒川2-2-3 (本庁舎2階) 電話番号 03-3802-3111 (内線 2661) 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)
市町村(保険者)の窓口 北区役所 福祉部介護保険課給付調整係	所在地 東京都北区王子本町1-15-22 (第一庁舎1階13番) 電話番号 03-3908-1111 (内線 1286) 受付時間 8:30~17:00 (土日祝は休み)
公的団体の窓口 東京都国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館1階 電話番号 03-6238-0177 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)

## 10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。また緊急連絡先にご連絡いたします。

病院名	
主治医名	
住所	
電話番号	

## 11. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日：令和            年            月            日

サービスを提供するにあたり、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

<説明者> 所在地    東京都荒川区西尾久4-27-3 省栄製作所 西尾久4丁目ビル 1階  
名称            まる福ホームクリニック  
代表者名    菅野 哲也  
説明者名    \_\_\_\_\_

上記の内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所
	氏名

代理人	住所
	氏名